

広島市立大学派遣学生及び特別聴講学生に関する規程

平成22年4月1日

規程 第92号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 派遣学生（第3条—第11条）

第3章 特別聴講学生（第12条—第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号。以下「学則」という。）第37条並びに広島市立大学大学院学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第23条及び第25条に規定する広島市立大学（以下「本学」という。）に在学中の学生で他の大学等の授業科目を履修するもの又は研究指導を受けるもの（以下「派遣学生」という。）並びに学則第56条及び大学院学則第40条において準用する学則第56条に規定する特別聴講学生に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「他の大学等」とは、本学と学生の交流を行う大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは短期大学（大学以外の高等教育機関を含む。）をいう。

2 この規程において「大学間協議」とは、本学と他の大学等との間で次に掲げる事項に関する協議を行うことをいう。

- (1) 履修できる授業科目の範囲等
- (2) 派遣学生数及び受入れ学生数
- (3) 単位の認定方法等
- (4) 派遣の時期及び期間
- (5) 派遣、派遣期間の変更及び受入れの手続に関する事。
- (6) 経費に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

3 この規程において「学部等間協議」とは、本学の学部又は研究科（以下「学部等」という。）と他の大学等に係る学部等との間で前項各号に掲げる事項に関する協議を行うことをいう。

第2章 派遣学生

（取扱いの要件）

第3条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は学部等間協議が成立したものについて行う。

2 前項の大学間協議は、関係する学部等の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が行う。

3 第1項の学部等間協議は、関係する学部等の教授会又は研究科委員会の議を経た後に、学長の承認を受けて、当該学部等の長が行う。

（出願手続）

第4条 派遣学生を志願する者は、派遣学生願を学長に提出しなければならない。

2 出願の時期は、大学間協議又は学部等間協議の定めるところによる。

（派遣の許可）

第5条 派遣の許可は、所属する学部等の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が行う。

2 学長は、前項の派遣を許可したときは、当該他の大学等の長に大学間協議又は学部等間協議により定めた手続により、学生の受入れを依頼するものとする。

（派遣期間）

第6条 派遣学生の派遣期間は、大学間協議又は学部等間協議により定めた期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、派遣期間変更願を学長に提出し、許可を得てその期間を変更することができる。

3 派遣期間の変更の許可は、所属する学部等の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が行う。

第7条 前条の規定により派遣期間の変更を許可したときは、大学間協議又は学部等間協議により定めた手続により、学生の受入れを依頼するものとする。

（在学期間への算入）

第8条 第6条に規定する派遣期間は、本学の在学期間に算入する。

第9条 派遣期間中に取得した単位は、学部にあっては学則第37条の規定により60

単位を、大学院にあっては大学院学則第23条の規定により15単位を、それぞれ超えない範囲内において、本学で修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により派遣期間中に取得した単位を本学で修得したものとして認定を希望する者は、単位認定願に派遣先の大学等の長の交付する学業成績証明書等を添付して学長に願い出なければならない。
- 3 前項の願い出による単位の認定は、所属する学部等の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が行う。
- 4 学長は、前項の規定により単位を認定した場合は、単位認定通知書を交付するものとする。

(授業料)

第10条 派遣学生は、派遣期間中にあっても本学の授業料を納付しなければならない。ただし、大学間協議において授業料の相互免除が合意されず、他の大学等の授業料を納付しなければならない派遣学生のうち学長が特に必要と認める者は、この限りでない。

(派遣許可の取消し)

第11条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がらないと認めたとき、その本分に反する行為があると認めたとき、又は授業料の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等の長と協議の上（学部等間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等に係る学部等の長と協議の上）、派遣の許可を取り消すことができる。

第3章 特別聴講学生

(受入れの時期)

第12条 特別聴講学生の受入時期は、大学間協議又は学部等間協議により定める。

(出願手続)

第13条 特別聴講学生を志願する者は、次に掲げる書類を、所属する大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生願書
- (2) 大学間協議又は学部等間協議により定めた書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に指定する書類

(出願期日)

第14条 前条の出願期日は、大学間協議又は学部等間協議の定めるところによる。

(入学の許可)

第15条 入学の許可は、聴講科目担当教員の承認を得た上で、関係する学部等の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が行う。

- 2 入学を許可したときは、所属する大学等の長を経て、当該学生に受入承諾書を交付する。

(聴講期間)

第16条 聽講期間は、大学間協議又は学部等間協議の定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が特別の理由があると認めたときは、聴講期間を変更することができる。

第17条 聽講期間の変更の手続については、大学間協議又は学部等間協議により定めるところによる。

- 2 聽講期間の変更手続及び変更許可等については、第13条及び第15条の規定を準用する。

(履修手続)

第18条 特別聴講学生は、聴講を許可された科目の履修届を指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 特別聴講学生が1学期に聴講することができる単位数は、24単位を上限とする。ただし、集中講義科目（別に定めるものを除く。）、自由科目又は資格取得関係科目に係る単位数については、当該上限単位数には含めない。

(単位の認定)

第19条 特別聴講学生が履修した聴講科目については、試験その他の方法によりその担当教員が判定した成績に基づき単位を認定する。

(成績証明書)

第20条 前条に規定する単位を認定したときは、成績証明書を交付する。

(授業料等)

第21条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

- 2 特別聴講学生は、所定の期日までに公立大学法人広島市立大学の授業料等に関する規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第73号）第2条に定める授業料を納付しなければならない。ただし、大学間協議又は学部等間協議の際に特段の決めを行ったときは、授業料は徴収しない。

- 3 実験及び実習等に要する特別の費用は、特別聴講学生の負担とする。

(聴講許可の取消し)

第22条 特別聴講学生が、この規程に違反したとき又は疾病その他の理由により履修する見込みがなくなったときは、学長は所属する大学等の長と協議の上（学部等間協議によるものについては、当該学部等の長が当該特別聴講学生の所属する大学等に係る学部等の長と協議の上）、聴講の許可を取り消すことができる。

(様式)

第23条 この規程で定める帳票の様式は、別に定める。

(準用)

第24条 この規程に定めるもののほか、学生に関する諸規程は、特別聴講学生に準用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。